

伊豆沼湖畔における温泉掘削許可の取り消しを求めるハガキ・メール活動にご参加を！（2006年4月18日～7月15日）

伊豆沼湖畔における温泉掘削許可の取り消しを求める
ハガキ・メール活動にご参加を！（2006年4月18日～7月15日まで）

宮城県知事宛の要望として 5,396 通が届きました(7月14日現在)。

多数の方のご協力ありがとうございました！



温泉掘削計画地から伊豆沼を望む

温泉掘削計画地から伊豆沼を望む ラムサール条約湿地であり、IBA（重要野鳥生息地）にリストアップされている宮城県「伊豆沼・内沼」湖畔に計画されている温泉の掘削申請に対し、3月10日に当会は宮城県知事に対し、掘削を許可しないように求める要望書を提出しました。並行して、地元宮城県支部及び伊豆沼・内沼を温泉排水から守る会が、県知事へのハガキ・メールをお願いする活動を実施し、3月末までに約2400通を

超えるメッセージが県知事に届けられましたが、残念ながら3月24日、県は掘削許可を出してしまいました。

水質が全国ワースト2位にまで悪化している伊豆沼湖畔に温泉ができしまうと、

1. 食塩泉である可能性が高く塩分濃度が高くなることによる生態系及び周辺水田への影響
2. 温排水による生態系への影響
3. 大深度温泉のためヒ素・水銀・鉛・カドミウムなどを含む温泉水が出る可能性があること

の3点が懸念されています。

伊豆沼は水深が1m程度、流入水が最大で185日間滞留する閉鎖水域であることから、温泉排水を水で希釈して排水したとしても、その成分は濃縮され滞留してしまうことが想

定されます。

県の掘削許可が下りてしまったとはいえ、この許可によって温泉計画が可能になったわけではありません。現在、この許可の取り消し（温泉法第 7 条）を求めるハガキ・メールを送る活動を実施しています。これは前回同様、伊豆沼湖畔での温泉掘削が「公益を害する」（温泉法第 4 条）ことに該当することを認め、許可を取り消すよう求めるものです。

野鳥誌 5 月号にもお願いの文書を封入させていただきました。許可取り消しのハガキを一人でも多く、1 枚でも多く知事宛世論の声として届けて下さるようお願いいたします。

■メールの場合

宮城県・村井嘉浩 知事への提案

<http://www.pref.miyagi.jp/kohou/tiji/ippitu.htm>

■ハガキの場合

* 宛先：〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号 宮城県知事 村井嘉浩 様

* 内容（例）：

宮城県知事 村井嘉浩 様

宮城の宝、伊豆沼を破壊する温泉掘削許可をすぐに取り消してください。

1. ラムサール条約湿地・伊豆沼に温泉排水が流入すれば、その生態系に対して致命的でとにかえしのつかない影響を与えることになります。
2. このままでは、危機に瀕したラムサール条約湿地のリストである「モントルーレコード」に伊豆沼を登録することになりかねません。
3. 今ならまだ知事の決断で伊豆沼を救うことができます。過去ではなく、未来をみつめ、将来に悔いを残さない決断をしてください。
4. 知事室ではなく、伊豆沼のほとりで決断をしてください。

* 差出人の住所・氏名は必須です。

■野鳥誌 5 月号に同封したチラシ

<http://www.wbsj.org/nature/hogo/others/izunuma/chirashi.pdf>

■伊豆沼・温泉計画問題のホームページ

<http://www.wbsj.org/nature/hogo/others/izunuma/>